百二十六　装備施設本部の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	室長
百二十七　第百二十五号又は前号に規定する官職を補佐し、次号又は第百二十九号に規定する官職のつかさどる事務を整理する職制上の段階	課長補佐
百二十八　装備施設本部の課又は室の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
百二十九　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員

を

二十六　削除	百六から百十三まで　削除
二十七　削除	百十四から百十九まで　削除
二十八　削除	百二十から百二十二まで　削除
二十九　削除	百二十三から百二十九まで　削除